

平成 28 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社VGホールディングス第一号
代 表 者 名 取締役 磯崎 隆郎
電 話 03-3244-1140

鬼怒川ゴム工業株式会社株券等（証券コード5196）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社VGホールディングス第一号（以下「公開買付者」といいます。）は、平成28年7月15日、鬼怒川ゴム工業株式会社（コード番号：5196 東証第1部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（後記「1. 本公開買付けの概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」において定義されます。以下同じとします。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成28年7月19日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成28年8月30日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社VGホールディングス第一号
東京都千代田区大手町一丁目9番6号

(2) 対象者の名称

鬼怒川ゴム工業株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

- (a) 平成24年7月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
- (b) 平成25年7月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- (c) 平成26年7月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- (d) 平成27年7月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
67,455,834 (株)	44,985,000 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(44,985,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(44,985,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限は、(i)対象者が平成28年2月4日付で提出した第77期第3四半期報告書(以下「対象者第77期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数67,299,522株に、(ii)対象者が平成27年6月25日に提出した第76期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の第1回新株予約権(72個)、第2回新株予約権(61個)、第3回新株予約権(67個)及び対象者が平成27年11月9日付で提出した第77期第2四半期報告書に記載された第4回新株予約権(65個)の目的となる対象者株式の数(265,000株)を加えた株式数(67,564,522株)から、(iii)対象者第77期第3四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(90,397株)を控除した株式数(67,474,125株)の66.67%に相当する株式数(44,984,999株)の1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数(44,985,000株)となっております。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)末日までに本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注4) 買付予定数は、本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数(67,455,834株)を記載しております。

これは、(i)対象者が平成28年6月28日付で提出した第77期有価証券報告書(以下「対象者第77期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(67,299,522株)に、(ii)対象者第77期有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の第1回新株予約権(72個)、第2回新株予約権(61個)、第3回新株予約権(67個)及び第4回新株予約権(65個)から平成28年6月30日までに行使された本新株予約権(対象者によれば、平成28年6月30日までに、第1回新株予約権6個、第2回新株予約権2個及び第4回新株予約権1個がそれぞれ行使されたとのこと)を除いた数の本新株予約権(第1回新株予約権(66個)、第2回新株予約権(59個)、第3回新株予約権(67個)及び第4回新株予約権(64個))の目的となる対象者株式の数(256,000株)を加えた株式数(67,555,522株)から、(iii)対象者第77期有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(99,688株)を控除した株式数(67,455,834株)です。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年7月19日(火曜日)から平成28年8月30日(火曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式

1株につき金780円

②新株予約権

- (a) 第1回新株予約権 1個につき金 779,000 円
- (b) 第2回新株予約権 1個につき金 779,000 円
- (c) 第3回新株予約権 1個につき金 779,000 円
- (d) 第4回新株予約権 1個につき金 779,000 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（44,985,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（61,943,277株）が買付予定数の下限（44,985,000株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成28年8月31日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	61,786,277株	61,786,277株
新株予約権証券	157,000株	157,000株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	61,943,277株	61,943,277株
(潜在株券等の数の合計)	(157,000株)	(157,000株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	61,943個	(買付け等後における株券等所有割合91.83%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	66,863個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成28年8月10日付で提出した第78期第1四半期報告書(以下「対象者第78期第1四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数です。

但し、本公開買付けにおいては、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i)対象者第78期第1四半期報告書に記載された平成28年8月10日現在の発行済株式総数(67,299,522株)に、(ii)対象者第77期有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の第1回新株予約権(72個)、第2回新株予約権(61個)、第3回新株予約権(67個)及び第4回新株予約権(65個)から平成28年6月30日までに行使された本新株予約権(対象者によれば、平成28年6月30日までに、第1回新株予約権6個、第2回新株予約権2個及び第4回新株予約権1個がそれぞれ行使されたとのことです。)を除いた数の本新株予約権(第1回新株予約権(66個)、第2回新株予約権(59個)、第3回新株予約権(67個)及び第4回新株予約権(64個))の目的となる対象者株式の数(256,000株)を加えた株式数(67,555,522株)から、(iii)対象者第77期有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(99,688株)を控除した株式数(67,455,834株)に係る議決権の数(67,455個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成28年9月8日(木曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成28年7月15日付で公表した「鬼怒川ゴム工業株式会社株券等(証券コード5196)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所に上場されていますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社VGホールディングス第一号
（東京都千代田区大手町一丁目9番6号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上